

会議録

会 議 の 名 称		東京都台東区情報公開及び個人情報保護制度運営審議会
開 催 日 時		令和6年12月18日(水) 午前10時から11時30分まで
開 催 場 所		区役所議会第一会議室
出 席 者	議 題	(1) 諮問第137号 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に対する意見聴取について (2) 諮問第138号 地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に対する意見聴取について (3) 報告第101号 令和5年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について (4) 報告第102号 令和5年度個人情報保護制度に係る外部委託及び指定管理者の指定状況について
	委 員	佐藤会長、阿部副会長、政木委員、涌井委員、浦井委員、太田委員
	区 側 出 席 者	戸籍住民サービス課長、税務課課長、税務課係長4名、収納課長、収納課係長、情報システム課長、情報システム課係長2名、情報政策課長、情報政策課係長
	事 務 局 職 員	総務課長、総務課係長、総務課係員2名
会議の傍聴の可否		—
傍 聴 者 数		—
会議資料の名称		(1) 諮問第137号 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に対する意見聴取について (2) 諮問第138号 地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に対する意見聴取について (3) 報告第101号 令和5年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について (4) 報告第102号 令和5年度個人情報保護制度に係る外部委託及び指定管理者の指定状況について

会 議 概 要	【諮問第１３７号】 住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に対する意見聴取について【戸籍住民サービス課】 （事務局より概要について説明） 浦井委員 基本的なところでお聞きしたいのですが、データ保管場所の概要図（「参考資料：特定個人情報保護評価（全項目評価）について」２ページ）において、令和８年１月にクラウドサービス事業者が提供するデータセンターからガバメントクラウドに情報システムを移行ということで、専用回線を使つての移行と伺ったのですがけれども、移行後にクラウドサービス事業者が保有していたデータの消去について、きちんと適切に扱われるのか確認させていただければと思います。 情報システム課長 今は区が委託しているクラウドデータサービス事業者の方にシステムとデータベースがあつて、来年の１月から新しいシステムをガバメントクラウドで作っていく関係でデータ移行の準備をしていくことになるので、並行して作業していくことになります。 令和８年１月にシステムを切り替えることになるので、切り替えが円滑に終われば、今のデータセンターでのシステムの部分が不要になります。まだ時期としては未定ですが、円滑に移行が完了したタイミングでデータの消去等について対応していくというような想定をしております。 浦井委員 ありがとうございました。 佐藤会長 ありがとうございます。 重要な点のご質問だったかと思います。 ただいま参考資料をもとに、本日の諮問第１３７、１３８号の前提となる背景事情をご説明いただいていると理解しておりますが、この点について現時点で確認しておきたいことがあれば、ぜひご遠慮なくお申し出ください。 （特になし） よろしいでしょうか。それでは諮問第１３７号に戻って、事務
----------------	---

局から改めて説明をお願いいたします。

（事務局より概要について説明）

涌井委員

評価の件について質問があります。自己点検をして評価を実施するということだと思いますが、自己点検を職員の皆さんが行い、評価を台東区長のみが実施するというイメージでしょうか。通常だと、プラン・ドゥー・チェックみたいのがあって、まずは皆さんで自己点検をして、その後評価を行い、結果を振り返りまたその次に活かしていくということになると思いますけど、評価はどこかの団体（第三者）が行うのではなくて、あくまでも台東区長のみが評価をすることになっているのでしょうか。

事務局

「自己点検」と「評価」については、台東区を代表して区長が、リスク管理がしっかりなされているか自己点検をして、それについてプラン・ドゥー・チェックというような評価をするというものになります。

涌井委員

監査というのはあるのでしょうか。

事務局

監査はございますが、自己点検の中での監査ということになります。

涌井委員

何となく内輪向けみたいな感じになっているのではないかと感じられたものですから、質問しました。

佐藤会長

点検評価のプロセスの構造を理解するための重要で本質的なご質問だったと思います。ひとまずは説明を続けていただいてよろしいですか。

（事務局より概要について説明）

佐藤会長

ありがとうございました。

すでにいろいろご質問等いただいておりますが、ぜひ皆様のご審議をお願いしたいと思います。ご質問・ご意見等あればお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大変分量が多いですけれども、本件はガバメントクラウドへの移行に関する部分が主たる変更点、加筆事項であり、その他は法令変更等に伴う修正であるということですかね。

阿部副会長

例えば資料64ページを見ますと、ガバメントクラウドにおける措置としまして、「国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている」と書かれております。主な契約条項の概要と、「等」という文言が使われているので、それ以外に行われている措置として、回答可能なものがあれば教えていただきたいです。

情報システム課長

まずは、原則的なガバメントクラウド上での個人情報の取り扱いについて、ガバメントクラウドの提供にあたり、国との間で地方公共団体の保有する個人情報は取り扱わないという利用規約・運用管理規程というものがあります。

また、クラウドサービスの利用にあたっては、台東区が扱う個別の領域がありまして、国がその領域にアクセスできないという技術的制限がされています。

そのため、基本的には技術的にも取り決めの的にもアクセスできないような形にはされています。

阿部副会長

利用規約については、いわば全国的に統一された内容となっているということよろしいでしょうか。

情報システム課長

おっしゃる通りです。ガバメントクラウドは、全国システム標準化ということで、全国統一的に進めている事業であるため、各地方公共団体と同じ内容になります。

阿部副会長

分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長

ありがとうございます。その他ご質問等ございますか。

佐藤会長

私からも 1 つよろしいですか。

ガバメントクラウドは国が推奨するいくつかのサービスの中から選定するのですか。

情報システム課長

はい。

佐藤会長

そういう意味ではクラウドを国に提供し、国が推奨する企業がいくつかあるということによろしいですか。

情報システム課長

おっしゃる通りです。まず、クラウドサービスがいろいろある中で、認証を得ている必要があります。国の各省庁でクラウドを認定する仕組みがあり、それに加えてガバメントクラウドの要件を満たしたものが今は 5 社認定されています。

Amazon、Google、あと Microsoft アジュール、オラクル、さくらインターネットというところの 5 社が認定されています。この中でどのクラウドを採用するかについては、区と事業者との間で協議していくことになります。本区では Amazon のクラウドサービスを採用してシステムの構築準備をしているという段階でございます。

佐藤会長

ありがとうございます。その他ご質問等ございますか。

太田委員

資料 66 ページに、年に 1 回自己監査を実施するという記載があります。監査機関リストに登録された監査機関ということですが、どのような組織なのですか。

情報システム課長

ISMAP に認証されているクラウドサービス事業者は、第三者あるいは国が要件を定めている監査機関によって定期的に監査を受ける仕組みになっています。

太田委員

かなり専門的な分野なので、普通の監査委員では対応できないと思います。外部監査とは異なりますが、組織の中の人間による監査ということでよろしいですか。

情報システム課長

はい。

涌井委員

今後いずれの市区町村もガバメントクラウドに移行していく方向なののでしょうか。

情報システム課長

情報システム標準化という国の事業については、令和7年度を目標にして事業を進めているものでありまして、概ね7年度中に全国約1700の自治体が同じような動きをすることになります。

涌井委員

今回たまたま台東区が扱う特定個人情報の対象人数が30万件を超えたということでしたけれども、そういうことなく他自治体と同様に、いずれはガバメントクラウドに移行していくということだったのですか。

情報システム課長

はい。

涌井委員

台東区が特別移行するわけではないと。

情報システム課長

おっしゃる通りです。

事務局

今の涌井委員からのご質問の補足ですが、今回ガバメントクラウドに基づいて移行する事務としましては、本件の住民基本台帳、あと次にご説明します地方税に関する事務、他にも国民健康保険等いろいろな事務がございます。

台東区の方でもそれらの事務についてガバメントクラウドへの

移行を予定しております。ただ、今回の審議会の方でご意見をいただく「全項目評価」の対象になっているのは、住民基本台帳と地方税に関する事務の2つになっております。

国民健康保険の事務については、来月から移行作業がありますが、それは「重点項目評価」になっておりますので、そちらについては総務課の方で重点項目評価の変更ということで、個別に個人情報保護委員会に報告をするという形になります。

佐藤会長

活発なご審議ありがとうございます。その他何かございますか。

(特になし)

佐藤会長

委員の皆様からも特に異論がないということなので、諮問第137号については、「諮問のとおり異議なし」との答申とし、その作成は事務局に一任することにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

佐藤会長

ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

【諮問第138号】 地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）に対する意見聴取について【税務課、収納課】

(事務局より概要について説明)

浦井委員

A3の資料だと23番、評価書の本文ですと25、30、35、43ページにいずれも課税資料などの紙媒体の処理について記載があります。紙媒体の処理については、外部業者による溶解処理を実施しているという項目が入っており、紙媒体の処理というのは、何かしらの専門業者に委託することになって当然だと思うのですが、こちらの外部業者というのは、どのように選定され、どのような業者なのでしょう。

事務局

紙媒体の溶解について、全庁的には総務課の方で契約をしている専門業者がございまして、そちらの方に依頼しております。そのほか所管課で個別に契約しているものについては、すべては把握しておりませんが、税務課はどうでしょうか。

税務課長

所管による個別の契約はございません。すべてまとめて指定された時期に総務課の方で引き取っていただくというような形になっております。

事務局

補足をしますと、基本的には年度単位で情報の保管をしております、年度末が終わって文書の入れ替えのタイミングで総務課の方で全庁的に一斉に処理をする形になります。

処理の際には個人情報が含まれているものと、リサイクルするものを分けており、個人情報が含まれている文書の廃棄の際には、収集の時期を定めて漏えいがないように人員を配置して管理をしています。

業者の選定については、個人情報についての特約事項を定めており、それを遵守できる業者であることを前提に選定をしております。

浦井委員

ありがとうございます。台東区の方で選定した業者に引き続き行っていたかどうかということですか。

事務局

はい。

（事務局より概要について説明）

佐藤会長

ありがとうございました。

大変分量が多く、ついていくので精一杯だったかと思いますが、何かご質問等ございますか。

（特になし）

佐藤会長

今回地方税に関する事務について全項目評価の対象となったと理解をしておりますけれども、区全体の事務において全項目評価の対象というものは、こういったものがあるのでしょうか。全てでなくてもいいですけれども、これが非常に稀なケースなのか、あるいは前例がある中で1つ増えたというふうに理解すればいいのか、その辺りの全体像を教えてくださいませんか。

事務局

本区におきましては、今回諮問させていただいた2件が対象になっております。

これまでは住民基本台帳に関する事務1件だけでしたが、今回追加になりました地方税に関する事務と合わせて2件ということになります。

佐藤会長

それでは、全項目評価としては、今回が区で2例目であるということですね。ありがとうございます。

佐藤会長

諮問第138号全体についてご質問等ございますか。
(特になし)

佐藤会長

委員の皆様からも特に異論がないということですので、諮問第138号については、「諮問のとおり異議なし」との答申とし、その作成は事務局に一任することにしたいと思いますが、よろしいですか。
(異議なしの声)

佐藤会長

ありがとうございます。それでは、本件については、そのように決定いたします。

	【報告第１０１号】<u>令和５年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について</u> 【報告第１０２号】<u>令和５年度個人情報保護制度に係る外部委託及び指定管理者の指定状況について</u> （事務局より報告） 佐藤会長 本件につきまして、ご意見やご質問等ございますか。 （特に意見なし） 佐藤会長 それでは、報告第１０１号及び１０２号については、報告のとおり了承いたしたいと思います。 以上で、予定していた議題は、すべて審議を終了いたしました。 その他、何かございますか。 （特に意見なし） 佐藤会長 かなり専門的・技術的な話題が膨大に出てきている中で、この審議会はどちらかというと、区を代表する様々な階層の方々が、区民の立場でご発言するという位置付けの制度だと思います。そのため、これだけ専門的技術的なものの評価をすることについて、私も含めて、機能し得るのかという雰囲気を感じ取った次第です。 やむを得ない面がありつつも、本当に区民のために有効なものとなるように、随時見直していただければと思います。 佐藤会長 事務局からは何かございますか。 （特になし） 佐藤会長 それではこれをもちまして、運営審議会を閉会いたします。
所 管 課	総務部総務課文書係（０３－５２４６－１０５５）